

報告第2号

湯梨浜町土地開発公社の清算終了について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、  
湯梨浜町土地開発公社の清算終了に関する書類を別紙のとおり提出する。

令和8年3月2日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町土地開発公社  
清算書

令和8年 1月13日

湯梨浜町土地開発公社

## 目次

1. 清算事務報告書	…… 2
2. 収支計算書	…… 3
3. 清算書	…… 4
4. 財産目録	…… 5
5. 残余財産明細書	…… 7
6. 残余財産処分方法	…… 7
7. 監査報告	…… 8

# 1. 清算事務報告書

## (1) 清算手続き

- ①湯梨浜町土地開発公社は、令和7年8月8日に鳥取県知事の解散認可を受けて解散し、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）第22条の3の規定により理事全員が清算人に就任した。
- ②鳥取地方法務局において、解散及び清算人就任に係る登記手続きを行い、法22条の6の規定により鳥取県知事に清算人の届を行った。
- ③清算人は、法22条の8第1項の規定により、令和7年9月26日、同30日及び同10月2日の計3回にわたり官報に解散公告を掲載し、解散の告知及び債権申出の催告を行った。
- ④この催告に対し、公告第1回掲載（令和7年9月26日）の翌日から2箇月の期間に債権の申出はされなかった。
- ⑤清算人は、法22条第2項及び湯梨浜町土地開発公社定款（以下、「定款」という。）の規定により、令和7年12月19日に残余財産を湯梨浜町に引渡しを行った。
- ⑥清算人は、令和8年1月13日に第2回清算人会を開催し、財産目録及び清算書等に基づき、残余財産の確定について承認を受け、清算を結了した。
- ⑦今後は、鳥取地方法務局において、清算結了を登記し、法22条の11の規定により鳥取県知事に清算結了の届出を行い、手続きを終了する。

## (2) 清算人会議決事項

回数	開催年月日	議決事項
第1回	令和7年12月1日	令和7年度湯梨浜町土地開発公社事業実績について
第2回	令和8年1月13日	湯梨浜町土地開発公社清算書の認定について

## 2. 収支計算書

(1) 解散時の資産及び負債等の状況

(令和7年8月8日現在)

【資産】(単位:円)

区 分	金 額	備 考
現金及び預金	11,332,475	基本財産 3,000,000 円含む
土地等不動産	0	
その他の財産 (未収金等)	0	

【負債】(単位:円)

区 分	金 額	備 考
借入金 (短期・長期)	0	
その他の負債 (未払金等)	0	

(2) 清算期間中の収支状況

(令和7年8月9日から令和8年 1月13日まで)

【収入】(単位:円)

区 分	金 額	備 考
繰越金	11,332,475	解散時の現金及び預金
受取利息	13,506	通常利息 6,929 円 通帳解約時利息 6,577 円
合計	11,345,981	

【支出】(単位:円)

区 分	金 額	備 考
報酬	12,000	監査会 (1回)、清算人会 (2回)
役務費	131,398	郵券料、官報掲載料 印鑑証明書、残高証明書
公租公課	7,000	法人県民税 (均等割)
合計	150,398	

収支差引額	11,195,583	基本財産 3,000,000 円含む
-------	------------	--------------------

### 3. 清算書

(令和8年 1月13日現在)

#### (1) 清算時の資産総額

##### ①解散時の資産総額

流動資産 (現金及び預金 基本財産を含む) 11,332,475円

##### ②清算期間中の収入

受取利息 (定期預金、普通預金利息) 13,506円

【合計】 11,345,981円

#### (2) 清算事務費

①清算事務費 (報酬、役務費、公租公課) 150,398円

【合計】 150,398円

(3) 差引残余財産の額 11,195,583円

#### (4) 残余財産の処分方法

残余財産は、湯梨浜町土地開発公社定款第29条第2項の規定により湯梨浜町に  
帰属させる。

#### 4. 財産目録

【解散時（令和7年8月8日現在）】（単位：円）

区 分	金 額
資産の部	
1. 流動資産	
（1）現金及び預金	
（ア）普通預金	
預入先：山陰合同銀行 羽合支店	74,215
預入先：鳥取中央農業協同組合 羽合支所	8,258,260
計	8,332,475
（イ）定期預金	
預入先：山陰合同銀行 羽合支店	3,000,000
計	
（2）土地	0
（3）その他	0
合 計	11,332,475

区 分	金 額
負債の部	
1. 流動負債	
（1）未払金	0
計	0
2. 固定負債	
（1）長期借入金	0
（2）短期借入金	0
計	0
合 計	

差引純資産	11,332,475
-------	------------

【清算終了時（令和8年 1月13日現在）】（単位：円）

区 分	金 額
資産の部	
1. 流動資産	
（1）現金及び預金	
（ア）普通預金	
預入先：山陰合同銀行 羽合支店	54,218（解約時利息含む）
預入先：鳥取中央農業協同組合 羽合支所	8,136,927（解約時利息含む）
計	8,195,940
（イ）定期預金	
預入先：山陰合同銀行 羽合支店	3,004,438（解約時利息含む）
計	3,004,438
（2）土地	
（3）その他	
合 計	11,195,583

区 分	金 額
負債の部	
1. 流動負債	
（1）未払金	0
計	0
2. 固定負債	
（1）長期借入金	0
（2）短期借入金	0
計	0
合 計	0

差引純資産	11,195,583
-------	------------

## 5. 残余財産明細書

1. 現金（基本財産含む）	11,195,583 円
合計	11,195,583 円

## 6. 残余財産処分方法

残余財産の種別	金額	処分の方法	理由
現金	11,195,583 円	湯梨浜町に帰属	定款第29条第2項による
基本財産	3,000,000 円		
その他現金	8,195,583 円		
合計	11,195,583 円		

## 7. 監査報告

湯梨浜町土地開発公社清算人より提出のあった湯梨浜町土地開発公社清算書について監査した結果、適正であることを認めます。

令和8年 1月13日

監 事 松岡昭博 

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地の1  
湯梨浜町土地開発公社

会社法人等番号	2700-05-004526	
名称	<u>鳥取県中部町村土地開発公社</u>	
	<u>鳥取県中部町土地開発公社</u>	平成16年10月 6日変更 ----- 平成17年 3月28日登記
	湯梨浜町土地開発公社	平成25年 4月 1日変更 ----- 平成25年 4月 1日登記
主たる事務所	<u>鳥取県東伯郡羽合町大字久留19番地の1</u>	
	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地の1	平成16年10月 1日変更 ----- 平成16年10月 4日修正
法人成立の年月日	昭和48年9月3日	
目的等	<p>目的 この公社を設立する地方公共団体に代って、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行なうことにより地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与する。</p> <p>業務</p> <p>1</p> <p>(1) 次に掲げる土地の取得、造成、その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条1項に規定する土地</p> <p>ロ 道路、公園、緑地、その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ハ 公営企業の用に供する土地</p> <p>ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>ヘ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地</p> <p>(2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。</p> <p>(3) 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、国、地方公共団体、その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量、その他これらに類する業務を行う。</p>	
役員に関する事項	<u>鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬1258番地1</u> <u>理事</u> <u>井上正直</u>	平成14年 6月 1日重任 -----

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地の1  
湯梨浜町土地開発公社

	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊752番地 清算人 宮 脇 正 道	令和 7年 8月 8日就任
		令和 7年 8月 29日登記
	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷624番地3 清算人 吉 川 寿 明	令和 7年 8月 8日就任
		令和 7年 8月 29日登記
	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字別所365番地 清算人 河 田 洋 一	令和 7年 8月 8日就任
		令和 7年 8月 29日登記
解 散	令和7年8月8日理事4分の3以上の同意、湯梨浜町議会の議決及び鳥取県知事の認可により解散	令和 7年 8月 29日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 6月11日移記
	令和8年1月13日清算終了	令和 8年 1月14日登記 令和 8年 1月14日閉鎖



これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(鳥取地方法務局管轄)

令和 8年 1月15日

鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

木 浪

聡

